

平成30年2回寄居町農業委員会総会議事録

開催年月日	平成30年2月26日(木)
開催場所	寄居町役場 全員協議会室
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後2時15分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後2時51分

委員出席状況

席次 番号	氏名	出・欠	席次 番号	氏名	出・欠
1	坂本日出雄	出	11	林 広 明	出
2	梅 澤 功	出	12	松 本 雅 夫	出
3	小 和 瀬 守	出		渡 邊 登	出
4	室 岡 重 雄	出		野 邊 良 男	出
5	中 嶋 安 男	出		松 本 十 丸	出
6	吉 田 廣 司	出		渡 辺 利 夫	出
7	竹 澤 國 雄	出		嶋 田 治 彦	出
8	松 村 萬 平	欠		大 澤 守 男	出
9	小 林 成 行	出		池 田 清 十 郎	出
10	内 田 勤	出		飯 島 実	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬和俊
 次 長 林保治
 書 記 加々美君代
 書 記 俣田和之

発 言 者	内 容
事務局長 議長	<p>(事務局長、起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから平成三十年第二回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、松村萬平委員から欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>現在の出席委員は 12 名中 11 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p>
事務局長	<p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p> <p>平成三十年第二回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の選出について。</p> <p>日程第 2、議案第 7 号から議案第 11 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第 3、議案第 12 号から議案第 22 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第 4、議案第 23 号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第十一条第二項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>それでは中嶋安男委員と竹澤國雄委員にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第 2、議案第 7 号から第 11 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 7 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 1 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。</p> <p>それでは、議案第 7 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>東京から寄居に引っ越しをしご自身の農地に自己用の住宅を構え、今後暮らして行きたいことからの申請になります。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 4 条、第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長 坂本委員	<p>この件について、まず、地元の委員さん、何かご意見はございますか。</p> <p>坂本委員</p> <p>過日 23 日、渡邊委員さんと二人で金尾のこちらの現地を確認させて頂きました。</p> <p>案内図を見て頂ければ、周りに住宅地も無い、他に影響があるような問題点はございません。後ほど議案で出てきますが、一応宅地の転用と言う事でございます。ご審議のほどお願い</p>

発 言 者	内 容
議 長	<p>いします。</p> <p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 7 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 7 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第 8 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 8 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>議案第 8 号でもご審議を頂きますが、これまで駐車場として使っていた所に長屋住宅を建築する計画があり自家用車 2 台を駐車するスペースがなくなるため今回の農地を利用したいということです。なお今回の農地は(店名)の敷地として使われていた経緯があり、現況が宅地となっておりますけれども現在は指導し農地に是正をされております。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 4 条、第 2 項、第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 4 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>この件について、まず、地元の委員さん、何かご意見はございますか。</p> <p>坂本委員</p>
坂本委員	<p>この件につきましても渡邊委員さんと現地確認を行い、(申請人)さんにも聞き取りをしてまいりました。議案番号 8 号の案内図を見て頂くと、複雑な所で申し訳ないのですが、上の案内図の所に秩父鉄道とありますね。この上に横に東から細い道が 2 本線あるのですが、これが昔の道だったんです。この道が秩父鉄道を渡って踏切になって、下の申請図の○-○とありますが昔の古い道でありました。○-○から北に上がって行く道路これがバイパスに工事の関係で新しくできた道でございます。次の議案 8 号とこの後の 13 番にも出てくるのですが、この道路を下の方の公図の方の□□-□へ付け替えてあります。というのは△△-△が入るところがあったのですがなくなって来ていると言う事で□□に-□道路を付け替えをしている。これが町道になっている。そういう関係で分かりづらいですけども、8 号は○-○酒店のちょうど裏側にあたりますけどちょうど道路境のところの中々昔のことで難しいところで、宅地か農地かわからない状態で道路の付け替えを行ったと、恐らく農地として少ない面積が残っていると言う事であります。その他につきましては、事務局が説明した通り農地区分で 3 の所でございますので転用については問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 8 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

発 言 者	内 容
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 8 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。
事務局	次に、議案第 9 号について事務局の説明を求めます。
	それでは、議案第 9 号につきまして、御説明申し上げます。
	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
	長屋住宅の計画があり小学校も近くにあり長屋住宅を建築することで需要が見込まれる土地かなと思います。なお、議案第 8 号でも申し上げましたが、現況地目が宅地及び雑種地となっておりましてけれども現在は農地に是正をされています。
	本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法 4 条、第 2 項、第 1 号、ロ、(1)
	の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。
	また、農地法第 4 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支
	障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
	説明は、以上でございます。
議長	この件について、まず、地元の委員さん、何かご意見はございますか。
	坂本委員
坂本委員	先ほど 8 号議案のほうで、大方、説明をいたしました。雑種地になっていたところは泥を
	変えて、現状は畑で使える状態になっております。問題ないと思われまして。ご審議の程よろ
	しくお願いします。
議長	他にご意見はございませんか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 9 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 9 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。
事務局	次に、議案第 10 号について事務局の説明を求めます。
	それでは、議案第 10 号につきまして、御説明申し上げます。
	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
	日当たりがよく、自宅に近いと言う事で防犯の面でもメリットがあると言う事から今回の
	申請に至ったと言う事です。
	本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 4 条、第 2 項、第 1 号、ロ、
	(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。
	また、農地法第 4 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支
	障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
	説明は、以上でございます。
議長	この件について、まず、地元の委員さん、何かご意見はございますか。
	内田委員
内田委員	只今事務局から説明があった通り畑の方も保全管理してありまして、みかんの木が植えて
	あると言う事で問題ないと思います。
議長	他にご意見はございませんか。

発 言 者	内 容
議長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第 10 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 10 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第 11 号についてですが、私が申請者となっているものですので、農業委員会に関する法律 第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席いたします。</p>
議長代理	<p>議長につきましては、会長職務代理者である中嶋安男委員にお願いいたします。</p> <p>(室岡会長 退席)</p>
議長代理	<p>只今、会長の室岡さんの方から説明がありましたので、私、職務代理という事で一件のみの審議の議長とさせていただきます。</p>
事務局	<p>どうぞ宜しくご協力をお願いします。</p> <p>それでは、議案第 11 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 11 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
議長代理	<p>畜産業を営むための畜舎が現在建っており追認の為の申請となります。</p>
議長代理	<p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 4 条、第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
議長代理	<p>なお、この申請には、始末書が添付されております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長代理	<p>この件について、まず、地元の委員さん、何かご意見はございますか。</p> <p>内田委員さん</p>
内田委員	<p>先日 23 日に野邊委員と共に現地確認に行つて(申請者)様にお話を伺つて参りました。</p>
議長代理	<p>現地はもう牛舎が建っておりまして、約 45 年くらい前に牛舎の方を建てて、税金は宅地並みに払っていたと言う事で、転用されているものと思ひ込んでいたと言う事です。農業委員会の議長として審議しているうちに転用されずに牛舎が建っていると言う例をみたので、自分も気になったので確認した所、転用されていなかった。税金の方も宅地として払っていますし、牛舎として営農されていると言う事で、問題はないと思います。</p>
議長代理	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長代理	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 11 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長代理	<p>全員賛成ですので、議案第 11 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>(室岡会長 着席)</p>
議長	<p>続きまして、日程第 3、議案第 12 号から第 22 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>

発 言 者	内 容
事務局	<p>それでは、議案第 12 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>農地法 5 条第 1 項の規定による許可申請についてですが、2 点訂正がございます。机上に配布させていただきました議案書の 3 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 21 号の譲受人ですが、代表取締役(譲受人名)が抜けておりました。</p> <p>また、議案第 22 号の農地区分ですが、第 2 種農地としておりましたが、県の指導により第 3 種農地とさせていただきます。</p> <p>大変申し訳ございません。 ・</p> <p>それでは農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを説明させていただきます。</p> <p>それでは、議案書の 2 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案 12 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>議案第 7 号でご審議を頂きました、農地に隣接する農地が今回の申請地です。</p> <p>新しく自己用住宅を建築するにあたり現在の進入路では建築確認が降りないため、建築確認が降りる幅に広げるための進入路部分の申請になります。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条、第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、まず、地元の委員さん、何かご意見はございますか。</p>
坂本委員	<p>事務局の説明の通り 7 号議案の進入道路と言う事で事らについては問題はないものと思われ</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p>
	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
	<p>議案第 12 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 12 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p>
	<p>次に、議案第 13 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 13 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
	<p>議案第 8、9 号でご審議を頂いた農地と隣接する農地が今回の申請地です。</p>
	<p>(譲受人)さんのご自宅の西側に町道がありますけれども、町道部分だけだと(譲受人)さん</p>
	<p>さんのご自宅に入るのに現在十分でないことから今回(譲渡人)さんから譲り受け進入路の一部</p>
	<p>として使いたいということでの申請となります。</p>
	<p>本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条、第 2 項、第 1 号、ロ、</p>

発 言 者	内 容
議長 坂本委員	<p>(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件について、まず、地元の委員さん、何かご意見はございますか。</p> <p>事務局の方の説明の通り、8 号議案 9 号議案に関連した時にご説明申し上げましたけど、入るに対して(譲受人)さんが少しほしいと言う事で、8 号 9 号に関連しての申請と言う事でございます。これにつきましては別段問題は無いと思います。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 13 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長 事務局	<p>全員賛成ですので、議案第 13 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第 14 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 14 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>現在体育館西側の職員駐車場が消防署の移設に伴い使えなくなることから、職員駐車場として利用をしていきたいと言う事での今回の申請になります。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条、第 2 項、第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、まず、地元の委員さん、何かご意見はございますか。</p>
坂本委員	<p>坂本委員 こちら畑としてちゃんと畑として保全管理をされている土地でございますが、問題は無いと思われま。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 14 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長 事務局	<p>全員賛成ですので、議案第 14 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第 15 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 15 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>平成 29 年 6 月の促進協議会でもご審議を頂きました案件ですけれども、(譲渡人)さんのお孫さんである(譲受人)さんがご自宅を建築したいと言う事から今回の申請となります。</p>

発 言 者	内 容
<p>議長 松本推進委員 事務局 松本推進委員 事務局 松本推進委員</p>	<p>転用地目は宅地で平成 29 年 11 月 25 日に除外をされております。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条、第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件について、まず、地元の委員さん、何かご意見はございますか。</p> <p>事務局はお孫さんと言いましたか。</p> <p>申し上げました。</p> <p>親子です。</p> <p>失礼しました、息子さんです。</p> <p>(譲渡人)さんと(譲受人)さんは親子でございます。</p> <p>(譲受人)さんがお家を作ると言う事で、いま住んでいる母屋が裏が岩山で崩れそうな状況でそこへ建て替える訳にはいかないとと言う事で、道路より前へ出ると言う事になりまして、自分の畑を整備して家を建てることになりました。後は何もありませんのでよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 15 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 15 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第 16 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 16 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>申請地のすぐ南側に(譲受人)さんが現在お住まいで現在の住宅をお子さんに譲り新たに(譲受人)さんの住宅を建築したいと言う事で今回の申請になります。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条、第 2 項、第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、まず、地元の委員さん、何かご意見はございますか。</p> <p>内田委員</p>
内田委員	<p>こちらも 23 日野邊委員と現地確認に行っていました。</p> <p>現地は寄居城北高校の南の斜面の下の平らな部分でして近くに小学校中学校もありますので住宅地にはもってこいの場所ですので特に問題は無いと思います。以上です。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>

発 言 者	内 容
議 長	<p>議案第 16 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 16 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に、議案第 17 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 17 号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>現在申請地の北側に中古車が展示をされているスペースがありますけれども、台数をふやす計画があり、そのためのスペースとして利用したいとの事です。</p>
事務局	<p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条、第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
事務局	<p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>この件について、まず、地元の委員さん、何かご意見はございますか。</p>
内田委員	<p>内田委員 こちらも野邊委員と共に現地確認、(譲渡人)さんへの聞き取り調査を行ってまいりました。</p>
内田委員	<p>現地は 140 号バイパス玉淀大橋北の 100m 程東にあります、(譲受人)のディーラーの中古車販売展示場と隣接する畑です。中古車販売の所が非常に手狭になったと言う事で駐車場敷地に貸してほしいということです。(譲渡人)さんは自宅からこの畑に向かうのに 4 車線のバイパスを突っ切らないといけないので危険なので貸せるものなら貸したいと言う事でこのよう</p>
内田委員	<p>な事になりました。特に問題はないと思います。</p>
議 長	<p>他にご意見はございませんか。</p>
議 長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 17 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 17 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に、議案第 18 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 3 ページをご覧ください。 それでは、議案第 18 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>(譲受人)さんが自己用住宅を建築したいとの計画があり今回の申請に至りました。駅からも近く立地条件の良い場所かなと思われれます。</p>
事務局	<p>本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条、第 2 項、第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p>
事務局	<p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
議 長	<p>説明は、以上でございます。 この件について、まず、地元の委員さん、何かご意見はございますか。</p>
嶋田推進委員	<p>過日、まず(譲渡人)さんですが、現在施設に入っておりまして弟さんに話を伺いました。</p>

発 言 者	内 容
議 長	<p>弟さんと(譲受人)さんが地区の役員を一緒にしたと言う縁で今の住宅から子供にそちらを譲って自分たちが出ると言う事になりまして、(譲渡人)さんの方も自宅から畑へ行くのに国道を渡ると言う事でかなり難儀をすると言う事もありまして、現在畑としてはきれいにトラクターが入ってますけど、こういう状況もありまして、やりましょうと言う話になったようです。かなりこちらの現地も地図の通り集合住宅或いは宅地化が進んでおりまして、特に住宅地には適していると言う状況が出来ておりますので、特に大きな問題は無いと思います。</p> <p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 18 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 18 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。次に、議案第 19 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 19 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>建売住宅をさがしていたところ、今回の申請地が候補地として上がり駅、小学校、中学校が近く子育てをするご家庭には利便性に優れていると言う事から今回建売住宅敷地としての計画があり需要が見込める場所と思われまます。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条、第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長 梅澤委員	<p>この件について、まず、地元の委員さん、何かご意見はございますか。</p> <p>過日大澤推進委員さんと現地を確認しました。事務局の言う通り問題ありません。また、周りもほとんどおうちが建っておりますので、何も心配ないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 19 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 19 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。次に、議案第 20 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 20 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>ご両親が高齢になったこともありできるだけ近くに住宅を構え介護ができる環境で今後生活をしていきたいとのことからの申請です。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条、第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用</p>

発 言 者	内 容
議 長	<p>許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件について、まず、地元の委員さん、何かご意見はございますか。</p> <p>吉田委員</p>
吉田委員	<p>これも過日嶋田委員と確認に行ったのですが、(譲渡人)さん本人は具合が悪いようなので姉さんと義理の兄さんに話を聞いたのですが、事務局から話があったように何も問題ないと思います。</p>
議 長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 20 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 20 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第 21 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 21 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>傾斜があり農地として利用がし辛かった事、太陽光発電に関して十分な収益が得られる見込みがあることで今回の申請に至ったということです。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条、第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>この件について、まず、地元の委員さん、何かご意見はございますか。</p> <p>小林委員</p>
小林委員	<p>個人から法人の方へ賃貸借をして太陽光発電をすると言う事でございます。近隣にも太陽光発電できております。問題ないと思います。</p>
議 長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 21 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 21 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第 22 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 22 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>(譲受人)さんは現在ご両親と同居をされており家が手狭な事また、今後自立をしていくために祖父である(譲渡人)さんの土地を借受け住宅を建築したいとの事です。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条、第 2 項、第 1 号、ロ、(1)の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。説明は、以上でございます。</p> <p>この件について、まず、地元の委員さん、何かご意見はございますか。</p> <p>林委員</p>
林委員	<p>21 日池田委員と一緒にいきまして、現地それから本人と話をしまして、特に地図の上、余白の部分がありますけれど、ここにはすでに 6 軒家が来ておりまして、下の南の道路も昨年大きく拡張しましたので、特に問題は無いと思います。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 22 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 22 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。続きまして、日程第 4、議案第 23 号農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。</p>
議長	<p>なお、本議案は、梅澤功委員が借受人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会に関する法律 第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(梅澤委員 退席)</p>
議長 事務局	<p>それでは、議案第 23 号につきまして事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 4 ページを御覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画による利用権の設定(移転)につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第 18 条第 1 項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。</p> <p>この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため、安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p> <p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第 3 条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第 3 条の許可は不要となるものでございます。</p> <p>それでは、議案第 23 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>借受人は、(議案書整理番号 1 の借受人)以下 3 人です。</p> <p>貸付人は、(議案書整理番号 1 の貸付人)以下 3 人です。</p> <p>合計 6 筆で、6,990 m²、そのうち、田が 3 筆で、4,182 m²、畑が 3 筆で、2,808 m² です。</p> <p>なお、御決定を頂きました後に、同法第 19 条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>議長</p> <p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか、それでは採決いたします。</p> <p>議案第 23 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 2 3 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。</p> <p>(梅澤委員 着席)</p>
議長	<p>以上で全ての議案審議が終了しました。</p> <p>委員さんから、何かありますか。</p> <p>(委員からなしの声)</p>
議長	<p>事務局から、何かありますか。</p>
事務局長	<p>事務局から 3 点、ご連絡いたします。</p> <p>1 点目です。次回の総会ですが、3 月 26 日、月曜日の、午後 1 時 30 分からで、お願いいたします。繰り返します。3 月 26 日、月曜日の、午後 1 時 30 分からで、お願いいたします。</p> <p>2 点目です。「人・農地プラン」検討会が、3 月 7 日、水曜日の、午前 11 時から開催されます。人・農地プラン策定検討会委員の、小和瀬委員さん、吉田委員さんには、2 月 9 日付けで、農林課から開催通知をお送りしておりますので、ご出席をお願いいたします。</p> <p>3 点目です。担い手育成協会認定調整会議が、3 月 19 日、月曜日の、午後 1 時 30 分から開催されます。経営改善支援活動推進員の、梅澤委員さん、小林委員さん、内田委員さん、松本雅夫委員さんには、2 月 16 日付けで、農林課から開催通知をお送りしておりますので、ご出席をお願いいたします。</p> <p>以上、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは他に無いようですので、平成三十年第二回総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>(事務局長、起立・礼・着席の発声)</p>

発 言 者

内

容

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

平成30年2月26日

議 長

室 岡 重 雄

委 員

中 嶋 安 男

委 員

竹 澤 國 雄